

# 特別回報

組合員各位

## 第 609 回理事会結果のご報告

2022 年 1 月 14 日に当組合の第 609 回理事会において、保険契約規程第 37 条の改定と「WHO 認定感染症特別条項」の新設を 2022 年 2 月 20 日から実施することが決議されましたことを下記のとおりご報告申し上げます。改定文言の詳細は、添付の新旧対照表をご参照ください。

記

### 保険契約規程第 37 条（てん補責任の制限）第 6 項新設

国際 P&I グループの勧告により、保険契約規程第 37 条（てん補責任の制限）第 6 項を新設し、保険事故の保険金をお支払いする際に、当組合が直接支払い義務を負う責任および費用を他の保険金に優先して支払う権利を当組合が有することを明文化しました。

### 「WHO 認定感染症特別条項」の新設および「海事サイバーリスク特別条項」の適用対象拡大

新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受けて、再保険業界では同感染症リスクを保険てん補対象から除外する条項が導入されており、2022 年保険年度からは当組合が手配するすべての再保険契約にもこの条項が導入されることとなりました。このため、外航船保険を除く全ての保険種目（特約等を含みます。）に対して新設の「WHO 認定感染症特別条項」および「海事サイバーリスク特別条項」を適用することといたしました。

「WHO 認定感染症特別条項」は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」を構成すると認定した感染症（認定感染症）の伝染若しくは伝染の疑い又はそのおそれから直接生じた損失、損害、責任及び費用（検疫やその他経済的な損失を含みます。）をてん補の範囲から除外します。

この特別条項による除外は、WHO が PHEIC を宣言したときから適用され、宣言が解除されても適用が残ります。過去に PHEIC が宣言されたものは、豚インフルエンザ A(H1N1) (2009 年)、野生型ポリオウイルス (2014 年)、エボラ出血熱 (2014 年・2018 年)、ジカ熱 (2016 年)、新型コロナウイルス (2020 年) の 5 種 6 件ですが、これらについては今後も除外対象となります。

なお、内航船保険においては、2022 保険年度に限り、新型コロナウイルスについて、一船一事故当り 3 億円又は保険契約承諾証に定める保険金額のいずれか低い額を限度としててん補対象とします。

以上

添付資料：新旧対照表

保険契約規程・特別条項新旧対照表

現行	改定
<p>第 37 条 (てん補責任の制限)            1～5 (略)            6 (新設)</p>	<p>第 37 条 (てん補責任の制限)            1～5 (略)            6 組合が第35条第2項に規定するブルーカード若しくは保証等又はその他組合が直接責任を負う保証その他の証書 (かかるブルーカード、保証等、その他保証又は証書に基づく責任を、以下総称して「直接責任」という。) を発行又は提供した場合において、一若しくは複数の直接責任に基づく金額のみで又はその他の保険金の額と合わせて保険契約規程又は保険契約承諾証に定めるてん補限度額を超える可能性があるとして組合が判断したときは、直接責任の全部又は組合が指定する部分に基づく支払いが組合によりなされるまで、組合は、その他の保険金の全部又は一部の支払いを留保することができる。            組合が支払った金額 (直接責任に基づいて支払った金額を含む。) が保険契約規程又は保険契約承諾証に定めるてん補限度額を超える場合、組合員は、組合からの要求があり次第ただちに当該超過部分を組合に弁済するとともに、組合が実行可能と判断する範囲及び条件で、組合員が他の保険の下で有する権利及び第三者に対して有する権利を全て組合に譲渡しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>WHO 認定感染症特別条項</b>  <b>第 1 条</b>            組合は、世界保健機関 (WHO) が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると認定した感染症 (以下「認定感染症」という。) の伝染若しくは伝染の疑い又はそのおそれから直接生じた損失、損害、責任及び費用をてん補しない。  <b>第 2 条</b>            前条の規定は、感染症の伝染により直接生じた損失、損害、責任及び費用であり、WHO が当該感染症を認定感染症と認定する以前に当該伝染が生じたとして組合員が証明した場合には適用されない。  <b>第 3 条</b>            前条の規定にかかわらず、次に掲げる損失、損害、責任及び費用はてん補されない。            1 予防のためか治療のためかを問わず、感染症の確認、洗浄、無害化、除去、検査又は</p>

経過観察をするための責任及び費用

2 感染症により生じた収益の損失、用船料の損失、事業中断、市場喪失、遅延、間接的な経済的損失その他これに準ずる損失から生じた責任、損失及び費用

3 感染症のおそれから生じた損失、損害、責任及び費用

#### 第4条

本特別条項でいう「感染症」とは、既知のものであるか否かを問わず、何らかの物質又は媒介物によって生物から生物へと伝染する疾患を指す。

1 ここでいう「物質又は媒介物」には、生きているか否かを問わず、ウイルス、細菌、寄生虫、その他の生物又はそれらの変異種又は変異株が含まれるが、これらに限定されるものではない。

2 伝染の方法には、直接であるか間接であるかを問わず、人との接触、空気感染、体液による感染、固体、固体表面、液体又は気体を經由した感染が含まれるが、これらに限定されるものではない。

3 疾患、物質又は媒介物は、単独で作用するか、他の併発疾患、症状、遺伝的感受性若しくは免疫系と複合して作用するかを問わず、死亡、疾病、傷害、一時的若しくは恒久的な身体若しくは精神障害の原因となる可能性、又はいかなる資産の価値若しくはその安全な使用に悪影響を及ぼす可能性があるものをいう。

#### 第5条

本特別条項は、本特別条項が付帯されていなければ本保険契約の下でてん補されない組合員の責任をてん補の対象とするように本保険契約を拡張するものではない。